

議案第 10 号

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例(平成26年橋本市条例第89号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所掌事務) 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。 <u>(1) 計画の策定及び見直しに関すること。</u> <u>(2) その他計画に関し教育委員会が特に必要と認める事項</u></p>	<p>(所掌事務) 第2条 委員会は、計画の策定に関する重要な事項について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。